まちづくり環境委員会 令和4年10月14日 都市基盤整備部 資料12番 所管 地域基盤整備第二課

ソラムナード羽田緑地の一部供用停止について

国土交通省京浜河川事務所が河川整備事業として、羽田空港跡地かわまちづくり計画に基づき、ソラムナード羽田緑地に隣接する多摩川の護岸改修工事を実施する。この護岸改修工事に伴い、ソラムナード羽田緑地の一部を作業ヤード等として使用するため、一部供用停止を行う。

記

1 緑 地 名 ソラムナード羽田緑地

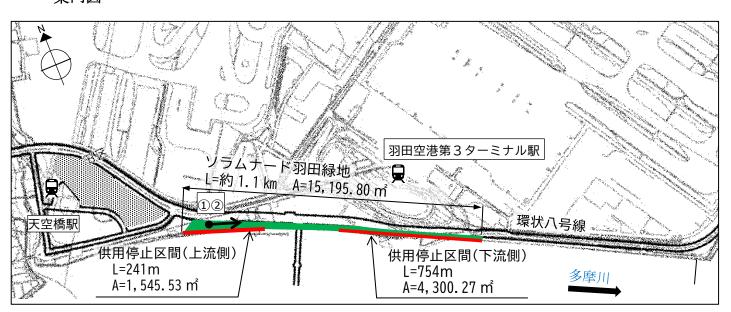
2 位 置 大田区羽田空港二丁目地先

4 供用停止理由 河川整備事業として、羽田空港跡地かわまちづくり計画に基

づき実施される多摩川の護岸改修工事に伴い、ソラムナード

羽田緑地の一部を作業ヤード等として使用するため。

案内図



標準断面図

フラムナード羽田緑地 (約 10~40m)

- 般者
通行可能範囲
(一般者立入禁止)
(2. 3~8. 3m)
転落防止柵設置
平板舗装整備

現況写真

